四條畷市公共下水道接続指導要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続に係る排水設備の設置等の指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱で使用する用語の意義は、下水道法（昭和３３年法律第７９号。以下「法」という。）及び四條畷市下水道条例（昭和６０年条例第２０号）に定めるところによる。

（排水設備の設置期限等）

第３条　排水設備の設置期限（以下「設置期限」という。）とは、法第１０条に規定する排水設備の設置等及び法第１１条の３に規定する水洗便所への改造（以下「排水設備の設置等」という。）義務等の期限とする。

２ 法第１０条第１項の「遅滞なく」とは、公共下水道の供用が開始された日から３年を超えない日までとする。

（設置期限の周知）

第４条　市長は、設置期限の９０日前までに、法第１０条第１項及び法第１１条の３第１項の規定により排水設備の設置等義務を負う者（以下「設置等義務者」という。）に対し、設置期限が到来する旨の周知を行うものとする。

（排水設備の設置等の猶予）

第５条 市長は、設置等義務者が別表第１に定める事情により排水設備の設置等が困難であると認めるときは、同表に定める期間の範囲内において、排水設備の設置等の猶予（以下「設置等の猶予」という。）を認めることができる。

（設置等の猶予の申請）

第６条 設置等の猶予を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四條畷市排水設備の設置等の猶予申請書(様式第１号)に、別表第１に定める事情を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により証明書類の内容を確認できる場合は、書類の添付を要しない。

（設置等の猶予の可否決定等）

第７条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに猶予の可否を決定するものとする。

２ 市長は、前項の規定により設置等の猶予を認定すると決定した申請者(以下「猶予決定者」という。)に対しては、四條畷市排水設備の設置等の猶予認定通知書（様式第２号）により、設置等の猶予を認定しないと決定した申請者に対しては、四條畷市排水設備の設置等の猶予不認定通知書(様式第３号)によりそれぞれ通知する。

（設置等の猶予の延長）

第８条 猶予決定者は、第５条の設置等の猶予の期間が満了した場合においても、別表第１に定める事情に引き続き該当する場合は、第６条の申請を再度することができる。

（設置等の猶予の取消）

第９条 市長は、猶予決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、四條畷市排水設備の設置等の猶予取消通知書（様式第４号）により設置等の猶予を取り消し、排水設備の設置等の指導を行うものとする。

1. 設置等の猶予を認められた事情が消滅したとき。
2. 虚偽その他不正の手段により設置等の猶予を認められたとき。

（特別指導等）

第１０条 市長は、設置期限を経過した設置等義務者が、正当な理由なく排水設備の設置等を行わない場合又は第６条に定める申請をしない場合は、別表第２に掲げる状況に該当する事項を同表に掲げる点数により加点し、合計点数が１０点以上の設置等義務者に対し、指導を行うことができる。

２ 前項に規定する指導は、下水道課職員が設置等義務者と面接し、特別指導文書（様式第５号）を交付のうえ、次の各号に掲げる事項の説明及び指導（以下「特別指導」という。）を行うものとする。ただし、当該設置等義務者が遠隔地に居住するなど、やむを得ない理由により面接することが困難な場合は、郵送等に替えることができる。

（１）排水設備の設置等義務及び設置期限に関すること。

（２）第５条に基づく設置等の猶予に関すること。

（３）第１１条に基づく勧告に関すること。

（４）法に基づく命令及び罰則に関すること。

３ 設置等義務者は、特別指導を受けた日から６０日以内に、排水設備の設置等予定時期を記載した計画書（様式第６号）（以下「設置計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

４ 特別指導を行った職員は、その結果を特別指導報告書（様式第７号）に記録し、速やかに市長に報告しなければならない。

（勧告）

第１１条 市長は、前条第２項に規定する特別指導を受けた設置等義務者が、当該特別指導の日から６０日以内に正当な理由なく設置計画書を提出しなかったと認められる場合又は設置計画書に記載した予定時期を経過しても正当な理由なく排水設備の設置等工事に着手しなかったと認められる場合は、勧告書（様式第８号）により排水設備の設置等すべき旨の勧告（以下「勧告」という。）を行うことができる。

（設置命令及び改造命令）

第１２条 市長は、前条の勧告を受けた設置等義務者が当該勧告を受けた日から３０日以内に正当な理由なく排水設備の設置等工事に着手しなかったと認められる場合は、法第３８条第１項の規定による命令（以下「設置命令」という。）又は法第１１条の３第３項の規定による命令（以下「改造命令」という。）を行うことができる。

２ 設置命令及び改造命令は、命令書（様式第９号）により行うものとする。

３ 前項の命令書は、配達証明付き郵便その他の相手方に到達したことが確実に立証できる方法により送達するものとする。

４　設置等義務者は、特別の理由がある場合を除き、第２項の命令書を受けた日から９０日以内に、排水設備の設置等工事に着手しなければならない。

５ 市長は、設置命令又は改造命令を行おうとする場合には、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項の規定により弁明の機会を付与するものとする。

（告発）

第１３条　市長は、前条の設置命令又は改造命令を受けた者が、それらの命令に違反して排水設備の設置工事に着手せず、今後も命令に従うことが期待できないと判断したときは、当該設置命令又は改造命令に違反した者を告発することができる。

（補則）

第１４条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和２年４月１日までに公共下水道の供用が開始されている区域の設置期限は、令和２年４月１日を公共下水道の供用が開始された日としてこれを定める。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に改正前の四條畷市公共下水道接続指導要綱の様式により提出されている四條畷市排水設備の設置等の猶予申請書及び設置計画書は、改正後の四條畷市公共下水道接続指導要綱の様式により提出されたものとみなす。

別表第１（第５条関係）

排水設備の設置猶予申請

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事情 | 期間 | 書類 |
| １ | 排水設備の設置に必要な資金の調達が困難な事情があること。 | ３年以内 | 前年(１月から６月までの間に申請する場合にあっては前々年)の所得状況を証明する書類  （市町村民税課税証明書等） |
| ２ | 建築物が近く除去される予定があること。 | ２年以内 | 建築物の使用計画書 |
| ３ | 土地の形状又は建築物の構造により、排水設備の設置が困難な事情があること。 | 排水設備の設置が困難な事情がなくなるまでの期間 | 排水設備の設置が困難であることを示す書類 |
| ４ | 建築物から長期間にわたり汚水が排出されないこと。 | 汚水が排出されない期間 | 建築物から長期間にわたり汚水が排出されないことを示す書類 |
| ５ | 土地所有者や占用者が排水設備の設置を承諾しないこと。 | ３年以内 | 土地所有者や占用者との交渉記録 |
| ６ | 合併処理浄化槽(浄化槽法(昭和５８年法律第４３号)第２条第１ 号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)により適正な管理のもと汚水を処理していること。 | ５年以内 | 浄化槽法第７条第１項又は第１１条第１項の規定による検査の結果を証明する書類(浄化槽法定検査判定結果票等)  ） |
| ７ | 市長が特に必要と認めた事情があること。 | 市長がその都度定める。 | 市長がその都度定める。 |

別表第２（第１０条関係）

特別指導の基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 土地又は建築物の状況 | 点 数 |
| １ | 建築物が単独処理浄化槽（合併処理浄化槽以外の汚水を処理する設備又は施設をいう。）により汚水を処理しているもの、合併処理浄化槽により適正な管理のもと汚水を処理されていないもの又はくみ取便所が設けられているもの | ４ |
| ２ | 建築物が合併処理浄化槽により適正な管理のもと汚水を処理しているもの | ３ |
| ３ | 公共下水道の供用を開始した日から１０年未満の区域に所在する土地 | ２ |
| ４ | 公共下水道の供用を開始した日から１０年以上、２０年未満の区域に所在する土地 | ３ |
| ５ | 公共下水道の供用を開始した日から２０年以上経過した区域に所在する土地 | ４ |
| ６ | 建築物が営利を主たる目的として使用しているもの | ３ |
| ７ | 土地又は建築物が排除する汚水が１か月当たり２００立方メー  トル以上又は同等以上と推測されるもの | ３ |
| ８ | 法第１２条の２第１項に規定する特定事業場 | ３ |

様式第１号（第６条関係）

　　　年　　月　　　日

四條畷市排水設備の設置等の猶予申請書

四條畷市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　四條畷市公共下水道接続指導要綱第６条の規定により、下記のとおり排水設備の設置等の猶予を申請します。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地
2. 排水設備の設置等の猶予の理由
3. 猶予の理由が解消される見込み期間　　　　　　　年以内

【誓約】

　・猶予理由が解消された後、下水道法第１０条又は同法第１１条の３の規定による排水

設備の設置等を行います。

　・排水設備の設置等を行うまでは、汚水排水の流出抑制に努めます。

　・周辺環境の悪化に対し、誠意を持って対応します。

【同意】

　・猶予の理由を確認するにあたり、税情報等を調査することに同意します。

住所

氏名　　　　　　　　　　　印

様式第２号（第７条関係）

第　　 号

　年　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

四條畷市長

四條畷市排水設備の設置等の猶予認定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった四條畷市排水設備の設置等の猶予について、下記のとおり認定することとしましたので、四條畷市公共下水道接続指導要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地
2. 排水設備の設置等の猶予の理由
3. 猶予の理由が解消される見込み期間　　　　　　　年以内

様式第３号（第７条関係）

第　　 号

　年　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

四條畷市長

四條畷市排水設備の設置等の猶予不認定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった四條畷市排水設備の設置等の猶予について、下記の理由により認定しないこととしましたので、四條畷市公共下水道接続指導要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地
2. 不認定の理由

（教示）

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

（１）この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、四條畷市長に対して審査請求をすることができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（２）この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、四條畷市を被告として（訴訟において四條畷市を代表する者は、四條畷市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、（１）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第４号（第９条関係）

第　　 号

　年　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

四條畷市長

四條畷市排水設備の設置等の猶予取消通知書

　　　年　　月　　日付けで認定した四條畷市排水設備の設置等の猶予について、下記のとおり取り消すこととしましたので、四條畷市公共下水道接続指導要綱第９条の規定により通知します。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地
2. 排水設備の設置等の猶予を取り消す理由

（教示）

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

（１）この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、四條畷市長に対して審査請求をすることができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（２）この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、四條畷市を被告として（訴訟において四條畷市を代表する者は、四條畷市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、（１）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

様式第５号（第１０条関係）

第　　 号

　年　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

四條畷市長

排水設備の設置等について（特別指導）

　あなたが所有されている下記物件については、　　　年　　月　　日までに排水設備の設置等を行うことが、下水道法及び四條畷市公共下水道接続指導要綱において、義務付けられていますので、速やかに排水設備の設置等を行ってください。

　ついては、排水設備の設置等予定時期を検討の上、当該特別指導を受けた日から６０日以内に設置計画書（様式第６号）を提出してください。

　ただし、正当な理由により排水設備の設置等工事ができない場合は、上記の接続期限を猶予することができます。

　なお、正当な理由なくこの特別指導に従わないと認めた場合、勧告、命令及び告発の手続に移行することがあります。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地

様式第６号（第１０条関係）

　　　年　　月　　　日

設置計画書

四條畷市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　設置等義務者　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　四條畷市公共下水道接続指導要綱第１０条第３項の規定により、下記のとおり設置計画書を提出します。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地
2. 排水設備の設置等工事検討時期　　　　　　　　　　　　　年　　月頃まで
3. 排水設備の設置等工事予定時期　　　　　　着手予定　　　年　　月頃まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　完了予定　 年　 月頃まで

【誓約】

　・排水設備の設置等を行うまでは、汚水排水の流出抑制に努めます。

　・周辺環境の悪化に対し、誠意を持って対応します。

様式第７号（第１０条関係）

特別指導報告書



様式第８号（第１１条関係）

第　　 号

　年　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

四條畷市長

排水設備の設置等について（勧告書）

　あなたが所有されている下記物件については、　　　年　　月　　日までに排水設備の設置等を行うことが、下水道法及び四條畷市公共下水道接続指導要綱において、義務付けられていますので、速やかに排水設備の設置等を行ってください。

　ついては、この勧告を受けた日から３０日以内に排水設備の設置等工事に着手すること。

　ただし、正当な理由により排水設備の設置等工事ができない場合は、上記の接続期限を猶予することができます。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないと認めた場合、命令及び告発の手続きに移行することがあります。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地

　　年　　月　　日付け特別指導により、排水設備の設置等を指導しましたが、未だ排水設備の設置等が行われていません。

　ついては、この勧告書を受けた日から３０日以内に排水設備の設置等を行うよう勧告します。

様式第９号（第１２条関係）

第　　 号

　年　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

四條畷市長

排水設備の設置等について（命令書）

　あなたが所有されている下記物件については、　　　年　　月　　日までに排水設備の設置等を行うことが、下水道法及び四條畷市公共下水道接続指導要綱において、義務付けられていますので、速やかに排水設備の設置等を行ってください。

　ついては、この命令を受けた日から９０日以内に排水設備の設置等工事に着手すること。

なお、正当な理由なくこの命令に従わないと認めた場合、告発の手続に移行することがあります。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地

　　年　　月　　日付け勧告書により、排水設備の設置等を勧告しましたが、未だ排水設備の設置等が行われていません。

　ついては、この命令書を受けた日から９０日以内に排水設備の設置等を行うよう命令します。

（教示）

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

（１）この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、四條畷市長に対して審査請求をすることができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（２）この通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、四條畷市を被告として（訴訟において四條畷市を代表する者は、四條畷市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、（１）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。